



複雑な交通事故の真相を、独自の緻密な手法で解明してきた交通事故鑑定人、駒沢幹也氏（77）の事件簿からの新シリーズ。第3話は、運転者が死亡した事故の「過失」の所在をめぐる争いから。「保険に入っているから安心」とは言えない現実がある。

夫の事故は「自殺行為」 保険も支払われなかつた

「もしもし、警察ですが、いまご主人が事故を起こされ、救急車で運ばれました。至急ご家族を集めて病院へ来てください」——交通事故の第一報。それは何の前ぶれもなく、突然、家族に襲いかかる。

五年前の夏の日、午後五時ごろ、村井良枝さん（三〇）は、自宅でその電話を受けた。

「最初はまったく信じられませんでした。人違いだと思いました。でも、名前は確かに主人なのです。早く行かなければ、と気持ちは焦るのですが、気が動転してしまい、病院の名前を何度も言わざるを得ませんでした」

やつとの思いで病院に到着すると、一足先に学校から駆けつけた次男が、ベッドの横に立ち、泣いていた。

腹部打撲による内臓破裂。夫の村井喬さんは、すでに息を引き取っていました。四十四歳。三年前、地元の運送会社に再就職、新しい職場にもようやく慣れたころの事故だった。

事故は、郊外の片側二車線の国道で起つた。

◆
村井さんが運転する二ントラックが、側道から左折して国道に入ってきた生コンのミキサー車に直後ろから追突、そのはすみで対向車線へ飛び出し、ガードレールに激突して停止す

る、というものだった。

村井さんは追突時に腹部を強く打ち、即死状態。ミキサー車の運転手は無傷。対向車を一台も巻き込まなかつたことだけが不幸中の幸いだった。

病院には三人の警察官が来ていた。彼らは事故の状況について妻の良枝さんにこう語った。

「たぶんご主人の、過労による居眠り運転が原因でしょう。はつきり言って自殺行為です」

確かに、事故のかたちは完全な追突だった。

「そんなはず、ありません」

良枝さんは、とうさにそう返すしかなかった。

「いま思えば、事故直後からそう決めつけられていたのです。主人はとても慎重な人でした。けつして自殺行為と言われるような運転をする人じやない。何か原因があったはずです。そのときはまだ何もわかりませんでしたが、私はそれだけを信じて、もう一度と話すことのできない夫の代わりに、なんとか名誉を回復してあげたいと思つたのです」

◆
しかし事故の処理は、警察が言つていたように、「単純追突」＝「自殺行為」として進められていった。

自賠責保険の支払額を決める自動車

短期连载

続交通事故ホーメーズの 事件簿3

柳原二佳

この判断に首をかしげたのは、村井さんのお友人で、損保会社の代理店をしていていた山田さんだつた。生前の村井さんはよく知つており、日ごろから仕事を

れ具合がはつきりと写っていた。
が、これだけの材料で、いったいど
んな事故鑑定ができるというのか。

「今回の事故の場合は、まず両車のつぶれ具合を合わせてみるとこゝから始めたんだ。ほら、アンタだつて見ればわかるね。追突したトラックの前部には、左右に大きな穴がボコッとあいているだろう？　これは、追突されたミニカー車の後ろに出っ張つてあるメーンフレームの跡だ。残された傷には、必ずぶつかつたときの状態を語る特徴があるはずだ。事故鑑定では、まずそれを探していくことになる」

スタンプのような傷
にあつた7度の傾き

なるほど、じつくり見れば、トラツ

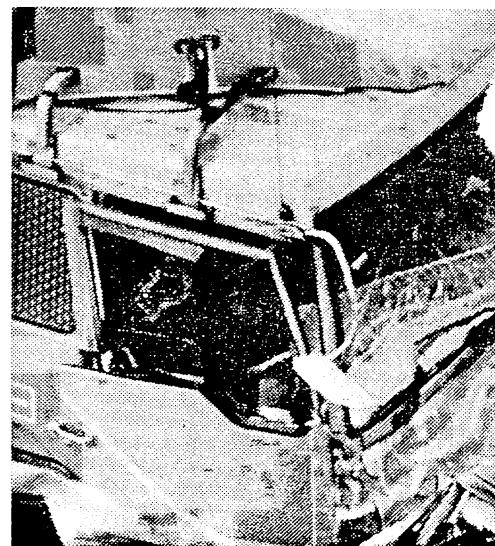
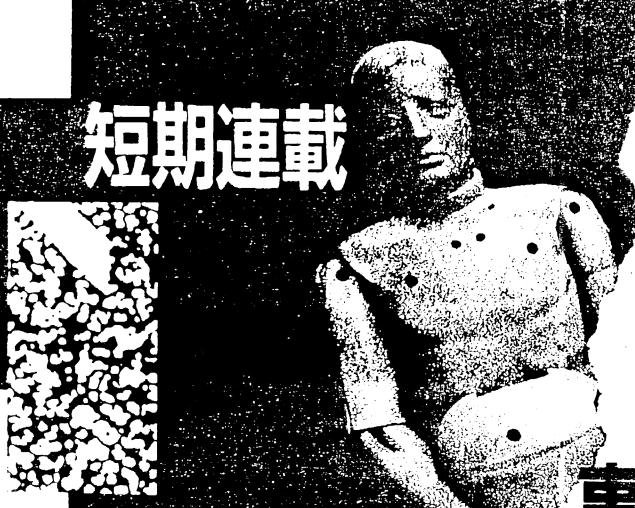
クの前部にはミキサー車の後部についているさまざまな部品が、まるでスタントのように押しつけられている。

私が感心していると、駒沢氏はニヤリと笑いながら、

「いるたゞ」
鑑定書の中には、トラックの前部が
イラスト(図一)で写し取られ、主な

保険料率算定会（自算会）の判断も、
村井さんの過失が一〇〇%。「死亡保
険金はいっさいおりない」という答え
が出された。

自賠責保険とはご存じのとおり、交
通事故の被害者救済を目的に運営され
ている国の事業。ナンバーのついた車
すべてに加入が義務づけられており、
死亡または重度の後遺症が残った場合
は三千万円、傷害は百二十万円を上限
に賠償金が支払われる。しかし、どん



傷が拾い出されていた。そして四本の線によってこれらの傷には七度の傾きがあることが説明されていた。

「これを見ると、追突時、前を走つていたミキサー車はかなり左傾していたことがわかる。車体が傾く原因としては、路面に凹凸がある場合と、ハンドル操作による遠心力が働いた場合のどちらかが考えられる。今回の事故現場には凹凸は見られなかつた。というこ

事 故 を 起 こ し て 大 破 し た ト ラ ッ ク
(下) と ミ キ サー 車。ス タ ン プ で
押 し た よ う な 傷 の 傾 き が、原 因 解
明 の 手 が かり と な つた

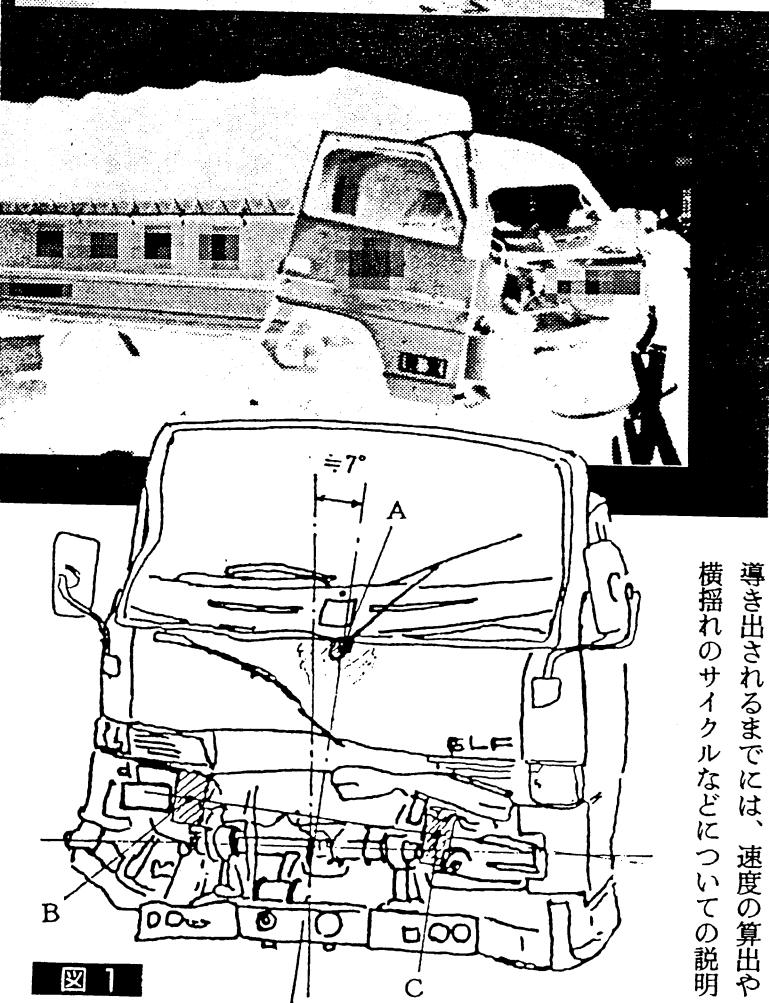


図 1

る。今回の事件の決め手になつたいちばんの材料は、これだつたんだ」



「右にハンドルを切ると、車の重心が左へ移動する」という理屈は、ちょっと意識して運転すれば、すぐに理解できる。ハンドルを右に切れば、その瞬間、乗っているものは左に振られる。その加重で、車体に傾きができる。

さて、今回の追突事故は、片側二車線ある国道の歩道寄り車線で起つた。駒沢氏が次に行つた作業は、「な

16回の公判の果てに くだされた判決は…

もちろん、鑑定書の中でこの動きが導き出されるまでには、速度の算出や横揺れのサイクルなどについての説明

①ミキサー車は、大型の車がよくやるよう、大回りしながら交差点を左折
②一時的に中央寄り車線にはみ出し
③加速しながら歩道寄り車線へ進入
④直進の体勢を取るため、右にハンドルを切り戻す（車体は左傾）。その瞬間に後ろから来たトラックに追突され

ゼミキサー車がその地点でハンドルを右に切つていていたのか？」についての解析だ。駒沢氏は、そのときのミキサー車の動きについて、順を追つて説明し始めた（図2）。

「左折という一連の曲線の中に車体の状態と位置をあてはめていくと、こうしかならないんだよ。時間にすればほんの〇・八秒程度だが、村井車からは、左折したミキサー車がそのまま中央寄り車線を走行し続けるように見えただんだろう、自分は歩道寄り車線をそのまま直進した。しかし、実際はそうではなかつた。衝突直前に村井はブレーキを踏んでいるが、そのときはもう間に合わなかつたわけだ」

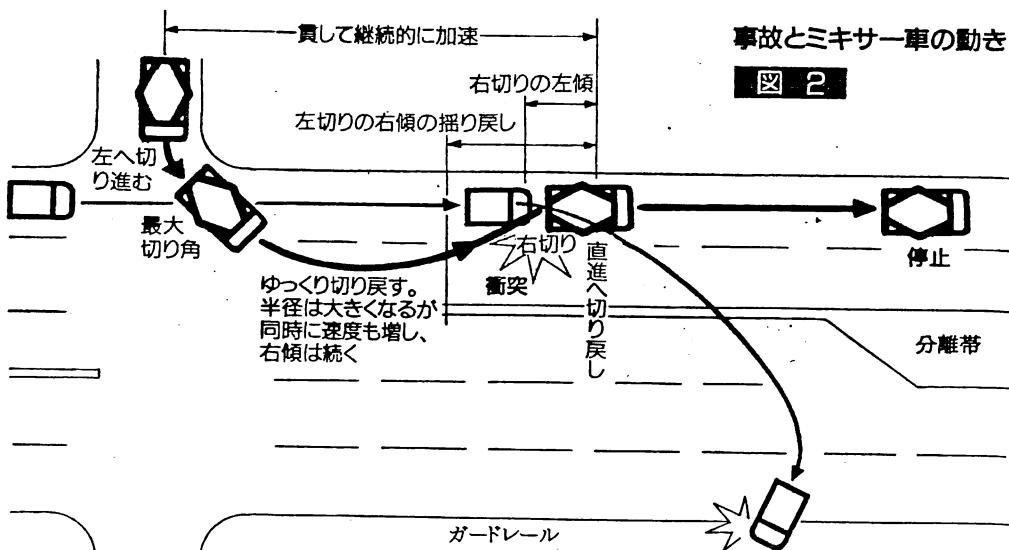
駒沢氏はきつぱりとそろ言つた。

1 「進路妨害」について

事故から二年後の夏、M弁護士は駒沢氏が出した鑑定の結果をもとに、次の二点について、ミキサー車の不法行為責任を問う訴状を裁判所に提起した。

2 「急な車線変更」について
ミキサー車は後続する村井に、中央

図2



もミキサー車には過失がなかったと主張した。M弁護士は相手側の出してきた鑑定書の欠陥を徹底的に突き、十六回に及ぶ公判が繰り返された。

そして、判決は、おおむね以下のような内容でまとめられていた。

△本件事故は、国道走行車両の走行状況を十分注視しなかったミキサー車の過失と、ミキサー車の発見が遅れ、またはこれを発見しながら減速しなかつた村井の過失が競合して生じたと認められる。

しかし、ミキサー車が左折進入を開始したのは、村井の前方約八十メートルという、ある程度追突回避の余裕がある地点であった事実。およびミキサ

ー車の左折終了後に村井車が追突した事実を考慮するならば、村井の過失の程度は小さくない。

他方、ミキサー車は本件事故時の車体に七度の左傾が認められるから、左折進入するに際し、中央寄り車線に入る態様で走行した点を総合考慮すると、両者の過失割合は、ミキサー車二五、村井車六五であると認められる。

△判決は駒沢鑑定を採用していた。

△事故発生から約四年半。村井良枝さんは、多くの人に支えられながら、

「夫の過失は一〇〇%ではなかった」という判決をようやく勝ちとった。

△その日から二年十ヶ月。被告側も民間の交通事故鑑定人を立て、あくまで車の動きを注視し、進路変更をやめるべきであった。

△その間の交通事故鑑定人を立て、あくまで

△け取ることができたのだった。

◇

△今回のトラブルは、そもそも自会議が開かれた。結果、遺族はそれが六五年三月になるまで、四年半という歳月

△と労力を使わなければならなかつた。

△「村井さんの過失割合が一〇〇から六五に下がつても、まだ納得できない。もう少し下がつてもよいはずだ」

△判決が出た後に、支援者からそんな

しかし、良枝さんは あえて控訴を避けた

M弁護士は語る。

△「判決でその誤りが認められても、自算会には何のペナルティーもありません。こちらは裁判の前から異議の申し立てを繰り返していたのに」

△山田さんも、

△「一〇〇対〇」という判断には、賠償金もさることながら、当事者の名譽という問題もかかってきます。二台以上がからんでいたり、当事者が死亡している場合は、紙上で簡単に結論を出さず、もっとと原因を追求し、被害者救済という立場に立った見方をしてほしい」と訴える。

△また、交通問題に詳しいジャーナリストの吉原秀夫氏は、「過失割合の算定については、自賠責も任意保険も含めて、公平なジャッジメントを行なう第二者の専門家が早急に必

△要だ。いまは何年もかけて裁判に委ねるしか方法がないが、その前にもつと簡単に異議申し立てが受け入れられるようなかたちをとるべき」

△こう指摘している。